

令和7年度「バイオものづくりの産業化に向けた地域先導モデル構築事業」に係る資料提供依頼・意見募集について

令和7年5月13日

概要

令和7年度「バイオものづくりの産業化に向けた地域先導モデル構築事業」の実施に向けた検討に当たり、実施方法や本事業を実施する上で必要な費用の概算について、広く情報提供を依頼します。

事業内容

下記仕様書（案）のとおり

資料提供依頼・意見募集期間

令和7年5月13日（火）～令和7年5月16日（金）

資料提供依頼・意見募集内容

事業内容に関連し、以下のような情報について資料の提供をお願いいたします。

1. 事業実施に要する費用の参考見積
2. 事業実施のための人員体制
3. 仕様書（案）に対する意見

その他

- ・本件により、実際の調達等参加時の評価等に影響を与えることはありません。
- ・資料提供に係る一切の費用は、すべて参加者の負担とします。
- ・提出された資料等は、本件事業の調達等に係る検討にのみ使用します（提出された資料等は返却しません）。なお、必要に応じて追加資料の提供を求めることがあります。
- ・提出されたご意見・資料等は、当局が内容を確認します。それ以外の第三者に無断で資料等を開示することはありません。なお、ご意見・資料等に対する回答を行うことはございません。
- ・本件にて当局との間で共有する全ての情報について、開示、漏洩、または本依頼以外の目的による使用は禁止します。

提出先、お問合せ先

〒540-8535 大阪府大阪市中心区大手前1-5-44

近畿経済産業局 地域経済部 バイオ・医療機器技術振興課

担当：西藤、中西、又吉、森下

電話：近畿経済産業局 地域経済部 バイオ・医療機器技術振興課

E-MAIL：bzl-kin-bionews@meti.go.jp

※あくまで現時点版であり、今後修正が生じる可能性もございます。

仕様書（案）

1. 件名

令和7年度「バイオものづくりの産業化に向けた地域先導モデル構築事業」

2. 事業の背景・目的

近年、遺伝子技術を活用して微生物や動植物の細胞等によって目的物質を生産する「バイオものづくり」が世界中で注目され、社会実装に向けた技術開発が急速に進んでいる。バイオものづくりとは、遺伝子技術を活用して微生物や動植物等の細胞によって物質を生産することであり、化学・素材、燃料、医薬品、動物繊維、食品等、様々な産業分野で利用される技術である。

我が国でも「重点的な投資分野」と位置づけ、経済産業省では2020年度以降に「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発」、グリーンイノベーション基金事業「バイオものづくり技術によるCO₂を直接原料としたカーボンリサイクルの推進」、「バイオものづくり革命推進事業」といった大型予算を措置し、これらNEDO事業を中心にバイオものづくりの社会実装に向けたプロジェクトを推進している。

近畿地域では、内閣府より「グローバルバイオコミュニティ」に認定された、バイオコミュニティ関西（Bio c K）にて、産学官の集積を活かしたバイオものづくり分野の分科会活動が活発化しているほか、近畿地域の企業や大学・研究機関がNEDO事業に多数採択され、当分野の技術開発や実証拠点の整備、人材育成など、社会実装に資する取り組みを力強く牽引している。

これら地域の強み・特色を活かして、当局では、令和6年度「バイオものづくり・エコシステム形成に向けた調査事業」にて、バイオものづくり分野の産学官有識者と検討を重ねて「関西地域のバイオものづくり・エコシステム形成に向けたビジョン※¹」を策定し、今後、関西の産学官連携によるバイオものづくり推進体制を構築し、具体的活動を進めていく方針となった。とりわけ、バイオものづくりの産業化に向けた喫緊の課題として「需要喚起・市場創出」が指摘され、これに資する取組推進や施策検討の必要性が示唆された。

本事業では、国の戦略・アクションプラン※²や上記ビジョンを踏まえながら、「需要喚起・市場創出」に資する施策を自治体・事業者・消費者の主体別に検討・実証し、バイオコミュニティや地域の産学官と連携した新規施策の創出と地域連携モデルの構築を目指す。

※1 近畿経済産業局『関西地域のバイオものづくり・エコシステム形成に向けたビジョン』（令和7年3月）

https://www.kansai.meti.go.jp/2-4bio/biomonodukuri/biomonodukuri_vision.html

※2 内閣府『バイオエコノミー戦略』（2024年6月）

（概要）https://www8.cao.go.jp/cstp/bio/bio_economy-gaiyo.pdf（本文）https://www8.cao.go.jp/cstp/bio/bio_economy.pdf

経済産業省『バイオ政策のアクションプラン』（2024年8月）

<https://www.meti.go.jp/press/2024/08/20240819002/20240819002-2r.pdf>

3. 事業内容

上記の目的を達成するため、3.（1）～（6）を実施する。なお、本事業の実施に係る詳細事項については、当局と協議しつつ決定するものとする。進捗状況については、原則1ヶ月に1回の頻度で当局に定期報告を行い、議論・指摘の内容に応じて、調査内容の見直しや項目追加を行う。具体的な報告頻度や内容については事業の開始直後の打ち合わせにて当局との協議の上決定するものとする。

- （1）事務局の設置
- （2）自治体向けの調査
- （3）事業者向けの調査
- （4）消費者向けの調査
- （5）関西バイオものづくりフォーラム2026の開催
- （6）調査報告書の作成

4. 具体的な実施方法

（1）事務局の設置

本事業を円滑に実施するため、本事業に係る事務の一切と全体進捗管理を行う事務局を設置し、事業者において責任者1名、事業担当者4名以上、計最低5名以上の要員を確保すること。

なお、類似分野における調査の経験がある者やイベント開催の経験がある者、事業全体を調整し円滑に事業を推進する者を含めるなど、事業実施に万全を期すこと。

（2）自治体向けの調査

「自治体におけるバイオものづくり製品の導入事例創出」を図るため、バイオものづくり製品の公共調達に資する情報を整理した上で広く周知する。具体的には、先行文献調査や自治体を中心としたヒアリング・アンケート調査を実施し、バイオものづくり製品の公共調達にかかる先行事例や調達基準・参考データ、公共調達の可能性・課題等を調査・整理する。これら調査した内容について公共調達を実施する上での参考情報として分かりやすく整理した上で、3.（5）で開催するフォーラムを中心に広く情報発信する。

i) 調査内容

- ① 自治体におけるバイオものづくり製品の公共調達や官民連携の先行事例 等
- ② 自治体におけるバイオものづくり製品の公共調達の可能性、課題 等
- ③ 上記①②の調査結果を踏まえたバイオものづくり製品の導入事例創出に向けた計画・基準等（バイオものづくり製品の優位性や調達基準のひな形等）の作成、ブラッシュアップ 等

ii) 調査対象範囲

上記①②の調査内容に関しては、対象地域に特段の条件は設けず、バイオものづくり製品の公共調達に関わる先行事例や調達基準、可能性、課題等を調査すること。

上記③の調査内容のうち、計画・基準等の作成にあたっては近畿地域（福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）の自治体（府県および市）を対象に調査すること。また、ブラッシュアップにあたっては、近畿地域の自治体に加えて、公共調達に参加している事業者等にも調査すること。

iii) 調査方法

先行文献調査については、先行調査の報告書、報道等の記事、インターネット上の情報のほか、事業者が利用可能なデータベース等による調査を想定しているが、これらには限らない。

ヒアリング調査については、合計10件程度の自治体等を実施すること。ヒアリング調査は、原則として1件あたり1時間30分程度、対面形式での実施を想定しているが、必要に応じてWEBツールによる実施も可能とする。

アンケート調査については、１００件以上の自治体等に送付し、回答率３０％以上となるよう努めること。アンケート調査はWEBツール（メール等）による実施を想定している。なお、３．（４）におけるアンケート調査と合わせて実施することを想定している。

（３）事業者向けの調査

「事業者におけるバイオものづくり製品の導入事例創出」を図るため、事業者におけるバイオものづくり製品の導入に資する情報を整理した上で広く周知するほか、初期需要の担い手となる事業者を発掘する。具体的には、先行文献調査や事業者を中心としたヒアリング・アンケート調査を実施し、どのような狙いや考え方でバイオものづくり製品の採用に至ったか、採用に至るまでのハードル等の先行事例を調査・整理するほか、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミー等の観点からバイオものづくり製品の活用に関心を持つ事業者を発掘する。これら調査した内容について事例集として分かりやすく整理した上で、３．（５）で開催するフォーラムを中心に広く情報発信する。

i) 調査内容

- ① 事業者におけるバイオものづくり製品の採用事例（採用に至るまでの狙いや考え方、ハードル） 等
- ② 事業者におけるバイオものづくり製品の採用の可能性、課題 等
- ③ バイオものづくり製品の活用に関心を持つ事業者の発掘 等

ii) 調査対象範囲

上記①～③の調査内容に関しては、対象地域に特段の条件は設けず、バイオものづくり製品の導入に関心を持つ事業者や採用した事業者を調査すること。

iii) 調査方法

先行文献調査については、先行調査の報告書、報道等の記事、インターネット上の情報のほか、事業者が利用可能なデータベース等による調査を想定しているが、これらには限らない。

ヒアリング調査については、合計で１０件程度の事業者等を実施すること。ヒアリング調査は、原則として１件あたり１時間３０分程度、対面形式での実施を想定しているが、必要に応じてWEBツールによる実施も可能とする。

アンケート調査については、１００件以上の事業者等に送付し、回答率３０％以上となるよう努めること。アンケート調査はWEBツール（メール等）による実施を想定している。

（４）消費者向けの調査

「消費者へのバイオものづくり製品の普及啓蒙」を図るため、将来の消費者となる若者（主に高校生）向けの教育コンテンツの普及啓蒙モデルを構築した上で地域に広く展開する。具体的には、先行文献調査や教育機関を中心としたヒアリング調査や実証調査を実施し、バイオものづくり製品を絡めた教育コンテンツの作成・実証を進める。また、自治体を中心としたアンケート調査を通じてコンテンツ普及に向けた仕組み化を検討し、より効果的かつ効率的に地域展開していくための手法を調査する。これら調査・実証した内容について普及啓蒙モデルとして分かりやすく整理した上で、３．（５）で開催するフォーラムを中心に広く情報発信する。

i) 調査内容

- ① 教育機関におけるカーボンニュートラルやサーキュラーエコノミー等をテーマとした若者向けの普及啓蒙の取組 等
- ② 教育機関における産学連携による教育コンテンツの提供ニーズ 等
- ③ 上記①②の調査結果を踏まえた教育コンテンツの作成・教育機関での実証 等
- ④ 自治体等と連携した効果的かつ効率的なコンテンツの普及・地域展開の手法 等

ii) 調査対象範囲

上記①の調査内容に関しては、対象地域に特段の条件は設けず、教育プログラムの検討・作成に資する先行事例を得るため、教育機関におけるカーボンニュートラルやサーキュラーエコノミー等をテーマとした若者向けの普及啓蒙の取組を調査すること。

上記②③の調査内容に関しては、近畿地域（福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）のスーパーサイエンスハイスクールを中心に調査・実証すること。

上記④の調査内容に関しては、近畿地域（福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）の自治体（府県、市町村）を中心に調査すること。

iii) 調査方法

先行文献調査については、先行調査の報告書、報道等の記事、インターネット上の情報のほか、事業者が利用可能なデータベース等による調査を想定しているが、これらには限らない。

ヒアリング調査については、合計6件程度の教育機関等に実施すること。ヒアリング調査は、原則として1件あたり1時間30分程度、対面形式での実施を想定しているが、必要に応じてWEBツールによる実施も可能とする。

実証調査については、合計2件程度のスーパーサイエンスハイスクール等にて実施し、作成した教育コンテンツの実証を行うことを想定している。

アンケート調査については、上記④の調査内容を対象に、100件以上の自治体等に送付し、回答率30%以上となるよう努めること。アンケート調査はWEBツール（メール等）による実施を想定している。なお、3.（2）におけるアンケート調査と合わせて実施することを想定している。

（5）関西バイオものづくりフォーラム2026の開催

日本全国のバイオものづくりに関心のある企業、大学・研究機関、支援機関、金融機関、自治体等を広く対象に、「関西バイオものづくりフォーラム2026（以下、フォーラムとする）」をハイブリッド形式で開催する。

フォーラムにて、バイオものづくりの需要喚起・市場創出に資する情報や先進事例を日本全国に広く周知することで、バイオものづくり分野の裾野拡大とネットワーク形成・拡大を図り、もって当分野の需要喚起・市場創出へとつなげていく。

下記の《フォーラム企画概要案》を参考に、会場やプログラムを当局と相談の上で決定すること。

《フォーラム企画概要案》

- 時 期：令和8年3月頃、平日午後（13時～18時）
- 会 場：大阪市内（梅田周辺を想定）
- 収 容：下記の会場前方・後方の定員を1会場にて収容できる会場
- 対 象：バイオものづくりに関心のある企業、大学・研究機関、支援機関、金融機関、自治体等
- 参加費：無料
- ・ 上記の時期・会場・収容等で、1会場内の前方・後方で下記の内容を同時並行で実施する。
- ・ 会場設営に必要な備品については、（別添）「会場の備品＜目安＞」を参照の上で検討すること。

<会場前方：講演会・プレゼン>

- 形 式：会場とオンラインのハイブリッド開催
- 定 員：会場（着席にて150名）＋オンライン（1,000名）
- 企画案：合計210分（開会挨拶5分、閉会挨拶5分、休憩10分×2回を含む）
- ① 経済産業省からの情報提供 (20分/名× 1名)
- ② 近畿経済産業局からのバイオものづくり推進体制の取組紹介 (20分/名× 1名)
- ③ バイオものづくり製品を導入する事業者の事例紹介・ニーズ発表 (20分/名× 2名)
- ④ バイオものづくり製品の公共調達や官民連携を行う自治体の発表 (20分/名× 1名)
- ⑤ バイオものづくり製品にかかる消費者向けの普及啓蒙活動の発表 (20分/名× 1名)
- ⑥ バイオものづくり関連の企業等によるショートプレゼン (5分/者× 6者)
- ⑦ バイオものづくり関連の研究者によるショートプレゼン (5分/名× 6名)

- ・ 会場前方にて、上記①～⑦の講演・プレゼンをハイブリッド開催にて実施する。
- ・ オンライン配信は、原則「YouTube Live」にて配信する。また、イベント開催後から事業終了前日まで、イベント申込者向けに講演会・プレゼンの動画をYouTube等にてオンデマンド配信する。

<会場後方：ポスター展示・交流会>

■形式：会場でのリアル開催

■定員：立席にて80名、ポスター展示12枚を収容できる広さ

■企画案：

- ① ショートプレゼン登壇者によるポスター展示
 - ② 登壇者と参加者との交流会
- ・ 会場後方にて、ショートプレゼン登壇者の概要ポスターを展示する。
 - ・ 講演会・プレゼン終了後、会場後方にて「交流会」を実施する。

<イベント進行案>

タイムテーブル	会場前方 ＜ハイブリッド開催＞	会場後方 ＜リアル開催＞
13：00～13：05	開会挨拶	ポスター展示
13：05～13：25	経済産業省からの情報提供	
13：25～13：45	近畿経済産業局からのバイオものづくり推進体制の取組紹介	
13：45～14：05	バイオものづくり製品を導入する事業者の事例紹介・ニーズ発表（1社目）	
14：05～14：15	（休憩10分）	
14：15～14：35	バイオものづくり製品を導入する事業者の事例紹介・ニーズ発表（2社目）	
14：35～14：55	バイオものづくり製品の公共調達や官民連携を行う自治体の発表	
14：55～15：15	バイオものづくり製品にかかる消費者向けの普及啓蒙活動の発表	
15：15～15：25	（休憩10分）	
15：25～15：55	バイオものづくり関連の企業等によるショートプレゼン	
15：55～16：25	バイオものづくり関連の研究者によるショートプレゼン	
16：25～16：30	閉会挨拶	ポスター展示 交流会
16：30～18：00		

i) フォーラム開催前の準備業務

① 登壇者との連絡調整

- ・ 事務局は、各登壇者に対して連絡調整を行い、各種データ（略歴、顔写真、講演タイトル、講演要旨、講演資料等）及びフォーラム当日のスケジュールを当局に共有すること。

② 旅費、謝金の支払い

- ・ 事務局は、登壇者の旅費・謝金の支払い手続きを行うこと（経済産業省、ショートプレゼン企業等・研究者への旅費、謝金の支払いは無し）。

③ 展示ポスターの作成

- ・ ポスターのひな形データを当局より共有するため、事務局はショートプレゼン登壇者（12名）に対してポスターデータの作成・提出を依頼し、提出されたポスターデータを元に、事務局にてA0サイズの紙ポスターを作成すること。

④ 周知活動

- ・ 事務局は、登壇者より提出を受けた各種データ（略歴、顔写真、講演タイトル、講演要旨）を元に、フォー

ラムのチラシ（A 4両面）を作成し、開催日の2ヶ月前を目処に当局に提出すること。

- ・ イベント告知サイトは当局にて作成し、開催日の2ヶ月前を目処にイベント告知を開始する。
- ・ 事務局は、イベントの案内先・協力依頼先を当局担当者と協議した上で、当局と事務局で分担しながらイベント周知を実施する。

⑤ フォーラムの申込受付

- ・ 申込フォームは当局にて作成し、申込状況を事務局と適宜共有する。
- ・ 事務局は、問い合わせ用アドレスを作成し、申込内容の変更やキャンセル等の問い合わせに対応できるようにすること。アドレス作成にあたっては、政府機関ドメイン（「. go. jp」）を利用すること。
- ・ 事務局は、開催3日前を目処にオンライン参加者へ当日のWEBリンクを案内すること。

⑥ 会場レイアウトの作成

- ・ 事務局は、客席レイアウト（参加者、主催者、登壇者、関係者席の位置）、壇上レイアウト（登壇者演台、司会者台）、会場受付、案内板等の位置を記載した「会場レイアウト（案）」を作成すること。

⑦ 司会者・会場スタッフの手配

- ・ 事務局は、当局担当者と協議の上、「司会者」を決定すること。また、会場スタッフとして最低6名以上を確保し、「会場・進行責任者」「映像・カメラ担当」「スクリーン担当」「受付・誘導担当」「タイムキーパー」等を配置すること。

⑧ 開催運営マニュアルの作成

- ・ 事務局は、当局担当者と協議の上、当日の運営に関するマニュアル（開催概要等の基本情報、会場レイアウト、会場スタッフ名簿と配置計画、登壇者の個別スケジュール、司会者原稿等）を作成すること。

⑨ アンケートフォームの作成

- ・ アンケートフォームは当局にて作成する。

ii) フォーラム当日の運営業務

① 会場の設営

- ・ 事務局は、当日受付開始までに会場設営およびオンライン配信の環境整備を完了すること。

② 会場の運営

- ・ 事務局は、フォーラム開催会場等における運営を円滑に行うとともに、適宜、運営・進行状況等を当局担当者に報告すること。

③ 会場来場者への対応

- ・ 事務局は、会場来場者（登壇者・現地参加者）への対応として、来場受付や座席誘導などを行うこと。

④ オンライン参加者への対応

- ・ 事務局は、オンライン参加者への対応として、WEB入室の管理などを行うこと。

⑤ オンライン配信への対応

- ・ 事務局は、オンライン配信が中断なく行われるように適切に保守管理を行うとともに、配信にトラブルが生じた際は、速やかに原因を調査し、復旧に向けた対応が可能な体制にしておくこと。

⑥ 司会進行

- ・ 司会者は、会場・進行責任者の管理のもと会場借用時間を超過しないように進行すること。

⑦ アンケートの実施

- ・ フォーラム開催中に、アンケート回答の協力依頼を複数回アナウンスすること。
- ・ アンケート集計状況により、フォーラム開催後にアンケート回答の依頼メールを送信すること。

iii) フォーラム開催後の業務

① フォーラム参加者数の報告

- ・ 会場参加者の来場者数及びオンライン参加者の情報をまとめて当局担当者に報告すること。
- ② 開催概要の作成
- ・ 目次、プログラム、参加者数、各プログラムの登壇者情報、会場スナップ写真、アンケート集計等を掲載した開催概要を作成・提出すること。
- ③ オンデマンド配信の対応
- ・ フォーラム開催後から事業終了前日まで、フォーラム申込者向けに講演会・プレゼンの動画をY o u T u b e等にてオンデマンド配信すること。

(6) 調査報告書の作成

上記3.(2)～(6)における取組内容を踏まえ、調査報告書を作成する。報告書案については事業完了の1か月前を目処に担当部局へ提出し、内容の確認を受けること。また、修正が必要と判断された場合は、事業完了7日前を目処に修正版の報告書案を担当部局へ提出し、再度の確認を受けること。

5. 実施期間

委託契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

会場設営に必要な備品＜目安＞

備 品	数 量	備考・内訳
プロジェクター	1 台	
スクリーン	1 式	
ワイヤレスマイク	4 本	登壇者用 (1)、司会用 (1) 質疑応答用 (1)、予備 (1)
パーテーション	6 個	ポスター展示用 (6)